



基安安発第0129001号
平成16年1月29日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

圧力容器構造規格の取扱いの留意事項等について

標記については、平成16年1月29日付け基発第0129002号「日本工業規格B8265(圧力容器の構造一般事項)の改正等に伴う圧力容器構造規格の取扱いについて」によっても指示されたところであるが、その他の具体的な取扱いの留意事項等は下記のとおりであるので了知されたい。

記

- 1 平成15年4月30日付け基発第0430004号「ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格の全部改正について」(以下「改正前の通達」という。)のⅡの第2の1の(4)の主要材料として規定するJIS G4102(ニッケルクロム鋼鋼材)、JIS G4103(ニッケルクロムモリブデン鋼鋼材)、JIS G4104(クロム鋼鋼材)、JIS G4105(クロムモリブデン鋼鋼材)及びJIS G4106(機械構造用マンガン鋼鋼材及びマンガクロム鋼鋼材)(以下「JIS G4102等」という。)については、新たに制定されたJIS G4053(機械構造用合金鋼鋼材)に統合されたことから、JIS G4053で規定する鋼材のうちJIS G4102等で規定されていた鋼材については、従前のとおり取扱って差し支えないこと。
- 2 改正前の通達について、別紙のとおり正誤すること。

(別紙)

平成 15 年 4 月 30 日付け基発第 0430004 号「ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格の全部改正について」の一部を次のとおり正誤する。

I の第 2 の 35 の(1)のウ中「また、ねじ込みの長さは、植込みボルトの径より小さくすること。」を「また、ねじ込みの長さは、植込みボルトの径より大きくすること。」に改める。

II の第 2 の 11 の(2)のイの(イ)中「JIS B8265 の附属書 1 の 2.4 の 1.5) 」を「JIS B8265 の附属書 1 の 2.4 の b)の 1.5)」に改める。

II の第 2 の 45 中「支えないこと。」を「差し支えないこと。」に改める。

JIS G4053 (機械構造用合金鋼鋼材) の制定前後の材料対照表

制定後		制定前	
<u>JIS G4053</u>	SNC236	<u>JIS G4102</u>	SNC236
機械構造用合金	SNC631	ニッケルクロム鋼	SNC631
鋼鋼材	SNC836	鋼材	SNC836
	SNCM240	<u>JIS G4103</u>	SNCM240
	SNCM431	ニッケルクロムモ	SNCM431
	SNCM439	リブデン鋼鋼材	SNCM439
	SNCM447		SNCM447
	SNCM625		SNCM625
	SNCM630		SNCM630
	SCr430	<u>JIS G4104</u>	SCr430
	SCr435	クロム鋼鋼材	SCr435
	SCr440		SCr440
	SCr445		SCr445
	SCM430	<u>JIS G4105</u>	SCM430
	SCM432	クロムモリブデン	SCM432
	SCM435	鋼鋼材	SCM435
	SCM440		SCM440
	SCM445		SCM445
	SMn420	<u>JIS G4106</u>	SMn420
	SMn433	機械構造用マンガ	SMn433
	SMn438	ン鋼鋼材及びマン	SMn438
	SMn443	ガンクロム鋼鋼材	SMn443
	SMnC420		SMnC420
	SMnC443		SMnC443